

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3112号から第3115号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の4件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定及び非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和3年2月2日14時32分に市民局広聴相談課から各区役所区政推進課へ送信した電子メール」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3112号】

- (2) 「下記1から4までの行政文書（担当者のメール等の正式な起案文書以外の行政文書を含む。）の開示を請求します。なお、別添の令和3年6月5日付け要望書（以下「本件要望書」という。）に対する回答を未だに受領していませんが、重ねてコピーしている受領証のとおり、横浜市民局広聴相談課宛てに特定記録郵便で送付しています（上記要望書は、横浜市北部児童相談所にも関係すると思いますが、同課から同所に対して情報共有されているのかどうかは不明です。）。4 本件要望書に対する回答の要否やその理由（起案者及び決裁者を含む。）を記載した行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3113号】

- (3) 「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」の発送が遅延した報告や理由を記載している行政文書

2 令和3年5月21日付けこ北児第268号「一部開示決定通知書」及び「非開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書

3 令和3年5月21日付けこ北児第270号「一部開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3114号】

- (4) 「別添の令和3年6月5日付け要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」に基づき、調整等の処理が行われた場合には、その処理に係るすべての行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3115号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3112	令和3年11月12日	令和3年11月26日	令和4年1月8日	令和4年2月7日	個人	市長
3113	令和3年12月23日	令和4年1月14日	令和4年1月18日	令和4年2月10日	個人	市長
3114	令和3年12月15日	令和4年1月5日	令和4年2月8日	令和4年3月7日	個人	市長
3115	令和4年1月11日	令和4年1月24日	令和4年1月27日	令和4年3月10日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3112	「令和3年2月2日14時32分に市民局広聴相談課から各区役所区政推進課へ送信した電子メール」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧条例」という。)</p> <p>第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p> <p>旧条例第7条第2項第4号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体代表者印の印影 <p>(開示することにより、当該団体の財産権が侵害されるおそれがあるため。)</p>	原処分妥当
3113	「下記1から4までの行政文書(担当者のメール等の正式な起案文書以外の行政文書を含む。)の開示を請求します。なお、別添の令和3年6月5日付け要望書(以下「本件要望書」という。)に対する回答を未だに受領していませんが、重ねてコピーしている受領証のとおり、横浜市市民局広聴相談課宛てに特定記録郵便で送付しています(上記要望書は、横浜市北部児童相談所にも関係すると思いますが、同課から同所に対して情報共有されているのかどうかは不明です。)。4 本件要望書に対する回答の要否やその理由(起案者及び決裁者を含む。)を記載した行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">非開示</p> <p>不存在</p> <p>(令和3年6月5日付け要望書について、回答の要否やその理由を記載した文書は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため。)</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3114	「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」の発送が遅延した報告や理由を記載している行政文書 2 令和3年5月21日付けこ北児第268号「一部開示決定通知書」及び「非開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書 3 令和3年5月21日付けこ北児第270号「一部開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (令和3年度こ北児第103号個人情報開示決定通知書の発送等について報告した文書は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため。 令和3年度こ北児第268号一部開示決定通知書、及び同号非開示決定通知書について、開示期限を過ぎて施行した報告や理由を記載した行政文書は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため。 令和3年度こ北児第270号一部開示決定通知書について、開示期限を過ぎて施行した報告や理由を記載した行政文書は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は保有していないため。)	原処分妥当
3115	「別添の令和3年6月5日付け要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づき、調整等の処理が行われた場合には、その処理に係るすべての行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (当該開示請求に係る要望書は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」の受付対象(第18条(市民からの提案)、第23条(市長陳情及び区長陳情)、第31条(市政ダイレクト広聴))に該当せず、同要綱に基づかない要望書であり、同要綱に基づいた調整及び助言を行っていないため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3112	<p>《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》 横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等(以下「意見等」という。)の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱(平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。)に基づき「市民の声」事業を実施している</p> <p>《本件審査請求文書について》 同一の団体から区長陳情が18区へ寄せられたことに関して、市民局広聴相談課(以下「広聴相談課」という。)が各区区政推進課宛てに送信した電子メールである。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》 ア 審査請求人は、本件審査請求文書の非開示部分の開示を求めておらず、対象行政文書の</p>

答申番号	判断の要旨
3112	<p>特定の不備を主張しているため、文書特定の妥当性について以下検討する。</p> <p>イ 審査請求人の主張は、要望書に「要綱に基づく回答を求める旨」を明記しているため「市民からの提案」として扱うのが合理的であるし、令和2年12月19日付北部児童相談所長宛ての照会書（以下「照会書」という。）及び令和3年1月22日付市民局長及びこども青少年局長宛ての要望書（以下「要望書」という。）に関し広聴相談課が実施した調整等に関する行政文書も開示すべき、というものである。</p> <p>実施機関の説明によれば、「市民からの提案」と扱うのは、要綱第18条に定める要件を満たすものに限られ、いずれも満たさない照会書及び要望書は該当しないとのことだが、何が要綱に基づく事業の対象になるのかについては、判然としない部分がないではない。</p> <p>一方で、要綱第34条に基づく「必要な調整及び助言」については、18区に寄せられた同一の意見等に対し市として統一した方針を示す必要がある場合等に行われるものとの説明があり、「「市民の声」事業関連3要綱における解釈・運用の手引き」にも同趣旨の記載が確認できた。</p> <p>「必要な調整及び助言」が、本件のような照会書及び要望書への対応を想定したものではない以上、文書が存在しないという実施機関の主張は不自然ではないし、他に行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>ウ したがって、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3113	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。その業務は「相談援助活動」と総称され、しつけや不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、本件要望書に対する回答の要否やその理由（起案者及び決裁者を含む。）を記載した行政文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件要望書は、「市民の声」事業として取り扱わないと判断され、市民局広聴相談課からこども青少年局こども福祉保健部北部児童相談所に転送されたものである。関係部署との協議を行い、回答義務もないため回答しないと判断した。当該協議は口頭によるものであったため、文書は作成しておらず、保有していない。</p> <p>(イ) 審査請求人は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条並びに横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）第3条及び別表第1によると、行政文書は作成されるはずであると主張しているが、回答していない本件については作成していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>本件要望書への回答の要否を関係部署と口頭で協議し、不要と判断したため行政文書を作成していないという実施機関の説明は、不自然とはいえない。</p> <p>また、横浜市行政文書管理規則は事案についての最終的な意思決定は行政文書によって行うことを、横浜市事務決裁規程は意思決定を行う場合の決裁事項や専決区分について定めているが、これらも、本件のように回答義務がない案件に回答しない場合にまで行政文</p>

答申 番号	判断の要旨
3113	<p>書による意思決定を要することを定めているものではない。</p> <p>そのほかに、本件審査請求文書の存在を推認させる特段の事情も認められないことからすれば、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3114	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。その業務は「相談援助活動」と総称され、しつけや不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、次の3つと考えられる。</p> <p>ア 令和3年4月23日付こ北児第103号「個人情報開示決定通知書」(以下「文書1」という。)の発送が遅延した報告や理由を記載している行政文書</p> <p>イ 令和3年5月21日付こ北児第268号「一部開示決定通知書」及び「非開示決定通知書」(以下「文書2」という。)が旧条例第11条に規定する期限(以下「決定期限」という。)を遅延して施行した報告や理由を記載している行政文書</p> <p>ウ 令和3年5月21日付こ北児第270号「一部開示決定通知書」(以下「文書3」という。)が決定期限を遅延して施行した報告や理由を記載している行政文書</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 文書1について</p> <p>審査請求人の主張は、文書1の発送が決裁日の7日後になったことは事務処理ミスに該当するので、報告した行政文書が存在するはず、というものである。</p> <p>実施機関に確認したところ、他の業務との兼ね合いから決裁日の5開庁日後に発送したものであり、事務処理ミスには当たらないため、文書は作成していないとのことであった。</p> <p>そこでこの点について検討するに、決定期限が開示決定等をするべき期限であることは文言上も明らかであるし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」(以下「手引」という。)によれば、実施機関には、決定後遅滞なく開示決定通知書等を請求者に送付することが求められている旨が確認できた。</p> <p>これらのことと、昨今の児童相談所の業務状況を勘案すれば、決裁日の5開庁日後に発送したことをもって、旧条例第11条の趣旨に反するということはできない。</p> <p>イ 文書2及び文書3について</p> <p>審査請求人の主張は、文書2及び文書3が決定期限までに施行されていないことは、旧条例に定める要件に違反し事務処理ミスに該当するので、報告した行政文書が存在するはず、というものである。</p> <p>実施機関に確認したところ、決定期限までに決定がなされており、事務処理ミスには当たらないため、文書は作成していないとのことであった。</p> <p>この点についても、条例の文言や手引の記載を踏まえれば、施行日が決定期限の2日後だったことをもって、旧条例第11条の趣旨に反するということはできない。</p> <p>ウ したがって、事務処理ミスには当たらないことから本件審査請求文書を作成も保有もしていないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申 番号	判断の要旨
3115	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等（以下「意見等」という。）の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。）に基づき「市民の声」事業を実施している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>令和3年6月5日付要望書（以下「要望書」という。）に対し、要綱第34条に基づき市民局広聴相談課長が行った「必要な調整及び助言」に係る行政文書である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 審査請求人の主張は、要望書に「要綱に基づく回答を求める旨」を明記しているため「市民からの提案」として扱うのが合理的であるし、これに関し市民局広聴相談課が実施した調整等に関する行政文書も開示すべき、というものである。</p> <p>実施機関の説明によれば、「市民からの提案」と扱うのは、要綱第18条に定める要件を満たすものに限られ、いずれも満たさない要望書は該当しないとのことだが、何が要綱に基づく事業の対象になるのかについては、判然としない部分がないではない。</p> <p>一方で、要綱第34条に基づく「必要な調整及び助言」については、18区に寄せられた同一の意見等に対し市として統一した方針を示す必要がある場合等に行われるものとの説明があり、「「市民の声」事業関連3要綱における解釈・運用の手引き」にも同趣旨の記載が確認できた。</p> <p>「必要な調整及び助言」が、本件のような要望書への対応を想定したものではない以上、文書が存在しないという実施機関の主張は不自然ではないし、他に行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>イ 審査請求人は、実施機関が要望書を転送する際の処理案の記載について、「要綱に基づいた調整等を行わないという例外的な処理をするなら、その旨の記載があるべきだがない」と、記載が不自然である旨を主張する。</p> <p>この点について実施機関に確認したところ、「市民の声」に該当する場合もしない場合も処理案の様式は同じものを用いており、本件のように該当しない場合は、所管部署に転送する旨のみを記載しているとのことであった。</p> <p>要綱第34条に基づく調整等が行われるのは、アで述べたとおり一定の場合に限られることからすれば、行われないことは審査請求人が主張するように例外的とはいえず、特段の記載がないことが不自然とは認められない。</p> <p>ウ したがって、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有す

る情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第5号及び第6号省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881